令和８年（フ）第１７６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4577番地２、前住所東京都台東区竜泉３丁目31番11―1004号ＯＲＳＵＳ三ノ輪
債務者　宮澤　真賢
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１２１７号
埼玉県川口市芝１丁目37番17号　バシャール芝201号
債務者　磯　　香織
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４７２号
埼玉県川口市芝西１丁目２番28号　ソフィア202号
債務者　宮腰　丈治
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５８６号
埼玉県蓮田市綾瀬24番11号　県営住宅109号
債務者　河野　弘美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５８７号
埼玉県蓮田市綾瀬24番11号　県営住宅109号
債務者　河野　和博（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１－５－106、旧住所埼玉県上尾市壱丁目東21番地60
債務者　菅野　博充
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０８号
埼玉県三郷市早稲田２丁目９番地５　グランドソレイユ301号室
債務者　矢島　　翼
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１９号
埼玉県熊谷市上之1403番地１　フィオーレ櫻井203号室
債務者　道濟　桃歌（旧姓秋山）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３４８号
埼玉県熊谷市西野202番地５
債務者　近藤　利夫
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７０号
千葉県銚子市植松町6224番地の２
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１９０号
千葉県大網白里市北飯塚258番地８
債務者　西川　侑輝
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１７２８号
横浜市青葉区美しが丘西１丁目８番地24
債務者　鎌田俊之介
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２００８号
横浜市鶴見区下末吉４丁目19番１号　ラ・テラス下末吉Ｃ
債務者　佐々木美里（旧姓片岡）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１０８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2337番地４　ヴィラ萩園205号室
債務者　木村　菜那
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１１７号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目１番３－601号
債務者　西山　　淳
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１４４号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目１番27号　ジェントリーヒル湘南103
債務者　塩手　侑佳（旧姓石橋）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２７４号
横浜市西区岡野２丁目15番６号　岡野福祉会館
債務者　木村　正男
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部